



平成 31 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 ザ・パック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 稲 田 光 男
 (コード番号 3950、東証 1)
 問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 藤 井 道 久
 電話番号 (06) 4967-1221

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 2 月 25 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 31 年 3 月 28 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 企業経営における迅速で的確な意思決定および経営の管理と執行の分離を目的として、取締役の員数の上限を 12 名以内から 9 名以内に変更するものであります。
- (2) その他、現状に即した条文および文言の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (単元未満株式の買増請求) 第 10 条 (条文省略) 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規定による。 (株式取扱規定) 第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	第 2 章 株 式 (単元未満株式の買増請求) 第 10 条 (条文省略) 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。 (株式取扱規定) 第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 (取締役会規定) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>9</u> 名以内とする。 (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法329条第<u>2</u>項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。 (監査役会規定) 第35条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第329条第<u>3</u>項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。 (監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成31年3月28日(予定)
定款変更の効力発生日	平成31年3月28日(予定)

以 上